

秘密保全法案の国会提出に反対する理事長声明

- 1 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議は、2011年（平成23年）8月8日に報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめた。これを受けて、政府は法案化作業を終えたと伝えられており、次期通常国会への提出が目指されている。

しかしながら、報告書が早急に整備すべきであるとする秘密保全法制は、以下に述べるとおり、知る権利や取材・報道の自由に重大な脅威を与え、関係者のプライバシーを広範に侵害するものであり、ひいては国民主権原理に反する。このような法制度を整備すべき必要性もない。法案化作業も秘密裏に行われており、国民の意見が反映されていないなど、手続的にも重大な問題がある。
- 2 政府や地方公共団体が保有する情報の中に、秘密として保護すべき情報が存在するとしても、それらは、現行法であるMDA秘密保護法ないし自衛隊法、国家公務員法等によって対処することが可能である。報告書が挙げる各種情報漏えい事件も、現行法によって対処されている。むしろ、現行法でも秘密保護に傾きすぎているきらいがある。秘密保全法制という一般法を制定すべき必要性は、何ら論証されていない。
- 3 秘密保全法制では、特に秘匿を要する秘密を「特別秘密」とし、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野とされている。しかし、これらは極めて広範な事項を含み、政府や地方公共団体が持つほとんどの情報が含まれる可能性がある。諸外国の秘密保護法制よりも秘匿される情報の範囲が格段に広い。とくに、かつての国家秘密法案にもなかった警察情報が秘密保護の対象とされたことによって「秘密」の範囲は格段に広がっている。第三者によるチェックも想定されておらず、原発情報や放射能情報、食品の安全に関する情報、警察の裏金情報等、政府や地方公共団体にとって都合の悪い情報や、本来国民に知らされるべき情報が隠されてしまうおそれが高い。知る権利を侵害するものと言わなければならない。
- 4 特別秘密を扱う者の人的管理として、適性評価制度が導入されるものとされている。しかし、その評価の対象となる者は、例えば東大阪市でロケット部品を作る町工場の事業者や従業員等、政府等から委託を受けた民間事業者や従業員、その家族をも含み、極めて広範に及ぶ。評価項目も、思想・信条にかかわるものを含む広範なものである。調査には同意が要件とされているが、同意しない場合には職を失う虞があり、同意の任意性が担保されているとは言い難い。多数の関係者のプライバシーと、思想・良心の自由を侵害するものである。
- 5 罰則規定にも問題が多い。そもそも特別秘密の定義があいまいであるから、その点でも罪刑法定主義に反する。秘密漏えい罪の対象者には、公務員だけでなく業務委託を受けた民間事業者や従業員を含む。マスコミの通常取材活動でさえも、独立教唆・扇動に該当するとして逮捕・捜索の対象とされるおそれがある。共謀罪も予定されており、取材活動・報道活動に及ぼす萎縮効果は著しい。取材・報道の自由を侵害し、国民の知る権利に対する重大な

脅威となる。

- 6 秘密保全法制によって起訴された場合、刑事裁判においては何が保護されるべき特別秘密であるのかが明らかとならないまま審理されることになる。弁護人が特別秘密にアクセスしようとするれば、そのような弁護人の弁護活動が特定取得行為あるいは独立教唆・扇動として、処罰の対象となる可能性すらある。被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利を侵害し、弁護人の弁護活動を大きく制限することとなる。
- 7 秘密保全法制の準備手続自体にも重大な問題がある。有識者会議の議事録は作成されておらず、議事メモも全て廃棄されたとされている。有識者会議の資料として公開されたものは、改ざんされていたことも判明した。法制化作業は全くの秘密裏に行われており、大多数の国会議員でさえもその内容を知らされていない。ここには、国民の意見を聞こうとする姿勢は全く見られない。
- 8 以上のとおり、秘密保全法制は、その内容において憲法上の様々な権利を侵害するものである。法制化の手続面においても、民主主義社会にあるまじき秘密主義が取られている。内容においても手続においても、国民主権原理に違反するものと言わなければならない。逆に情報公開をこそ強化すべきである。当連合会は、このような憲法違反の秘密保全法案の国会提出には強く反対する。

2013年（平成25年）1月17日
近畿弁護士会連合会
理事長 中本 勝